

修理・校正等業務約款

第1条(適用)

本約款は、日置電機株式会社(以下、「当社」という。)が販売した製品(ATE 製品を除く)の修理および校正等のアフターサービスの業務(以下、「サービス」という。)に適用されます。

第2条(サービス内容)

1. 標準校正

当社が定めた一般校正(以下、「一般校正」という。)を実施し、測定値が当社基準を満足しない場合は、満足するよう調整(以下、「調整」という。)を行い、再度一般校正を実施します。調整が不要な製品は一般校正のみを実施します。

2. 検定

標準校正後、検定機関にて検定を行います。

※検定機関の検定証明書を発行します。

3. ISO/IEC17025 校正(JCSS 校正)

標準校正後、ISO/IEC17025 に基づく校正を行います。

※当社は ISO/IEC17025 に基づく国際 MRA 対応の JCSS 認定事業者です。国際的に通用する校正証明書として、国際 MRA 対応 JCSS シンボルを表示した JCSS 校正証明書を発行します。

4. 修理

お客様が申告された故障内容を修復します。修理前に診断として校正を実施し、修理後に標準校正または調整・校正を行います。修理内容によっては、修理前の校正ができない場合があります。

※調整のご依頼は修理として承ります。

第3条(サービス可能製品)

1. 標準校正、修理

当社製品 Web サイトの『アフターサービス』から修理・標準校正の対応可否をご確認ください。※1

2. 検定

騒音計、照度計の検定対応製品

3. ISO/IEC17025 校正(JCSS 校正)

当社製品 Web サイトの『修理・校正サービス』から ISO/IEC17025 校正(JCSS 校正)-対応製品一覧をご確認ください。※1

ただし、JCSS 校正対応製品の JCSS 校正範囲に限ります。JCSS 校正範囲は当社 Web サイトの『修理・校正サービス』から ISO/IEC17025 校正(JCSS 校正)-JCSS 認定証・校正範囲をご確認ください。※1

4. サービスを辞退する場合

次の場合は、サービスを辞退させていただきます。

a. 修理対応期間が満了した場合、または保守用部品が入手できなくなった場合

b. 故障・破損が広範囲に及び、回路基板や筐体機構部などの主要な部品を 70%以上交換する必要があると判断した場合

c. 水濡れ、過入力、落下衝撃などによるダメージの正確な範囲確認ができなく、動作保証が困難であると判断した場合

d. 油、有機溶剤、不凍液、消火剤などの液体の内部侵入・付着による故障で、十分な除去が困難であると判断した場合

e. お客様による改造や修理が行われ、動作保証が困難であると判断した場合

5. サービス対象外製品の取扱い

サービス対象外の製品をご依頼いただいた場合は、そのまま返却いたします。

また、その場合は管理手数料を請求します。

第4条(サービス後の保証)

1. 標準校正

標準校正の保証期間内に確度外れをご指摘いただき、当社で確認できた場合は、無償で標準校正を行います。

2. 修理

修理の保証期間内に同一内容の当社責任による故障が発生した場合は、無償修理とします。

3. 保証の対象外

部品の寿命・劣化、機器の破損、使用および保管環境の問題が疑われるものは保証対象外です。
その他、一部保証対象外となる製品があります。当社製品 Web サイトの修理・校正の対応可否をご確認ください。
※1

第 5 条(サービス後の保証期間)

1. 標準校正

保証期間は推奨校正周期となります。

一部製品を除き、製品ごとに定めた確度保証期間を推奨校正周期としています。

推奨校正周期については、当社製品 Web サイトの修理・校正の保証と注意点をご確認ください。 ※1

2. 修理

保証期間は、修理実施から 6 か月です。

第 6 条(校正の有効期限(校正周期))

校正の有効期限(校正周期)は、当社推奨校正周期を参考にお客様が決定してください。

第 7 条(校正書類発行)

1. 標準校正・検定・修理

a. 校正書類オンライン対応製品については、書類 3 点(検査成績表、一般校正証明書、トレーサビリティ体系図)を当社 Web サイトより無料でダウンロードできます。

オンライン対応製品については、当社製品 Web サイトよりオンライン対応製品をご確認ください。

b. 印刷物での校正書類をご希望の場合は、別途ご依頼ください。

※標準校正において、調整を行った場合は校正書類が調整前後の 2 部となりますが、書類発行費用は 1 部と同じ料金です。

2. ISO/IEC17025 校正(JCSS 校正)

校正書類は印刷物での発行のみです。費用は、ISO/IEC17025 校正費用に含まれます。

第 8 条(依頼内容変更について)

1. サービスご依頼品を当社で受領し、診断の結果、ご依頼内容と異なる対応が必要となった場合、見積もりを提出しお客様の同意をもって、サービスを進めます。お客様の都合で、見積り内容に基づく対応を辞退されサービスご依頼品の返却をご依頼いただいた場合、診断料を請求します。

2. サービス開始前にお客様都合で返却となった場合、管理手数料を請求します。

3. お客様から 1ヶ月以内に費用のお支払いが無かった場合、ご依頼品を廃棄することがあります。

第 9 条(運送料)

1. お客様から当社へ発送される際の運送料はお客様負担となります。発送時には、必要に応じて運送保険にご加入ください。

2. 当社からお客様へ返却する際の運送料(当社指定の運送方法)は当社が負担します。

当社指定以外の発送方法をご希望された場合、別途輸送費用を請求します。ただし、ご希望に添えない場合があります。

第 10 条(サービスご依頼品の運送について)

1. 運送中の破損を防ぐため、大きめの梱包箱に緩衝材を入れるなど、修理・校正品の保護措置を行ってください。

2. 梱包箱のサイズが合わない場合は当社窓口へご相談ください。

第 11 条(付属品の取り扱い)

1. お客様が所有されている付属品や当社製品以外の製品の破損や紛失を防ぐため、サービスご依頼品(依頼作業に関係するもの)以外は送らないでください。

2. 修理を依頼される場合、故障要因と思われる当社製の付属品はサービスご依頼品と一緒にお送りください。断線等のチェックを実施します。

入力端子等の接続コード類については、破損を防ぐため、本体製品から取り外してお送りください。装着されたままの状態を入力端子等に破損があった場合、製品保証の対象外となります。また、当社では取り外して作業を行い、返却時にも、取り外した状態でお送りします。

3. 標準校正をご依頼の場合は、本体の値付けのため断線等のチェックは実施しません。

第12条(サービスのお申し込み)

1. 製品をお買い求めの販売店からお申し込みの場合
当社 Web サイトより「修理・校正依頼シート」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ添付してお申し込みください。
2. 事前にお見積りをご希望の場合
「修理・校正依頼シート」のみ販売店にお送りください。
3. 販売店が不明な場合
最寄りの販売拠点までお問い合わせください。

第13条(取替部品の扱い)

故障などで取り外した部品は、品質改善の資料として当社にて引き取らせていただきます。

第14条(サービスご依頼品の設定、データおよびソフトウェア等の扱い)

1. 標準校正・修理時は原則としてご依頼品本体の設定初期化を行います。ご依頼品の保存が必要な内部設定およびデータについては、当社へご依頼前にお客様が再構築可能なように外部へのバックアップ等の事前の保全措置を行ってください。
2. お預かり時に内部のディスクドライブが破損している場合、当社でのデータ修復、解析は対応できません。

第15条(バージョンアップについて)

1. 校正値に影響を与える場合を除き、お客様への連絡なく本体ソフトウェアを最新バージョンにバージョンアップする場合があります。バージョンアップ内容については、当社 Web サイトにて確認できます。※1
2. バージョンアップをご希望でない場合は、「修理・校正依頼シート」に記載して下さい。

第16条(測定値に影響のない部品の交換について)

測定値に直接影響のない部品(例:保護ヒューズの断線や入力端子部など機構部品の劣化)を確認した場合、お客様へ連絡することなく交換を行います。

第17条(新品交換修理となった場合)

サービスご依頼品を、新品との交換にて対応した場合、新品にサービスご依頼品の製造番号を付与することはできません。

第18条(免責)

1. サービスご依頼品の内部設定および保存データ消失等について、当社は責任を負いません。
2. お客様の梱包により発送され当社へ運送中に発生した事故について、当社は責任を負いません。
3. お客様の所有品(当社製品ではないもの)が混在していた場合、その保証について当社は責任を負いません。

第19条(個人情報)

お客様の個人情報は、当社が別途定めるプライバシーポリシーに基づき、適正に取り扱いおよび管理します。

第20条(合意管轄)

本約款に基づく修理・校正品に関する訴訟については、長野地方裁判所をもって第一審における専属的合意管轄裁判所とします。

第21条(約款の変更)

当社所定の方法でお客様に通知(Web等に掲載する方法を含む)することで、本約款を予告なく変更できます。お客様は随時本約款を確認し、最新の本約款を了承のうえご利用ください。本約款変更日以降に、サービスをお申込みいただいたことをもって本約款の変更にご同意されたものとします。

第22条(協議解決)

本約款に定めのない事項や依頼品のサービスの実施につき疑義が生じた事項については、お客様と当社の間で誠意をもって協議し、円満解決を図ります。

※1 WEB サイト一覧

- ・修理・標準校正の対応可否
- ・ISO/IEC17025 校正 (JCSS 校正) - 対応製品一覧
- ・ISO/IEC17025 校正 (JCSS 校正) - JCSS 認定証・校正範囲
- ・修理・標準校正の保証と注意点
- ・オンライン対応製品
- ・「修理・校正依頼シート」ダウンロード
- ・バージョンアップ内容
- ・プライバシーポリシー

<https://www.hioki.com/jp-ja/support/service/>
<https://www.hioki.com/jp-ja/support/service/jcss/>
<https://www.hioki.com/jp-ja/support/service/jcss/>
<https://www.hioki.com/jp-ja/support/service/>
<https://www.hioki.com/jp-ja/support/service/>
<https://www.hioki.com/jp-ja/support/service/>
<https://www.hioki.com/jp-ja/support/download/>
<https://www.hioki.com/ja/privacy-policy/>

改定日 2025 年 10 月 1 日